

政策整理番号	11	施策番号	3	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)			
対象年度	H18	作成部課室	環境生活部廃棄物対策課	関係部課室			
政策名	循環型社会の形成			政策番号	1 - 3 - 4		
施策番号	3	施策名	廃棄物の適正処理の推進				
施策概要	良好な生活環境を維持保全し、安全で安心な生活を確保するため、廃棄物処理施設の適正な維持確保や排出事業者・処理業者等を指導するとともに、不法投棄等の未然防止に努め、廃棄物の適正処理の推進を目指します。						
政策評価指標 / 達成度	不適正処分された産業廃棄物の残存量	A					

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果							活動(事業)によりもたらされた成果					
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、事業の手段に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	廃棄物処理施設等監視指導事業 【廃棄物対策課】	廃棄物処理施設設置者	中間処理施設(焼却施設)及び最終処分場に対し立入検査を行った。	立入検査件数(件)	22	23	60	廃棄物の処理施設の適正な維持管理について指導した。				
					2,038	2,116	1,963					
					92.6	92.0	32.7					
2	産業廃棄物処理業者指導強化事業 【廃棄物対策課】	処理業者	処理業者に対して適正処理を行うための制度理解の促進を図るための講習会を行う。	講習会参加業者数(業者)			880	処理業者の制度理解の徹底を図った。				
							503					
							0.6					
3	産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業 【廃棄物対策課】	不適正処理の行為者	廃棄物の不法投棄、不適正処理の未然防止のため、保健所に専門の職員を配置し、監視指導体制を強化した。	産業廃棄物適正処理指導員設置人数(人)	9	9	9	廃棄物の不法投棄等の不適正処理の監視・指導を行った。	不法投棄の発見件数(一般廃棄物を含む)(件)	299	318	354
					27,839	27,281	27,589					
					3093	3031	3065					
4	産業廃棄物不法投棄監視強化事業 【廃棄物対策課】	不適正処理の行為者	ヘリコプターによるスカイパトロールを実施した。	スカイパトロール実施回数(回)		2	2	地上からでは把握しにくい場所等における不法投棄を上空から監視した。				
						823	823					
						412	412					
事業費計(千円)					27,839	28,104	28,412					

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	有効	効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物に係る各種許可及び指導・監督権限は法律により都道府県等にのみ認められている。なお、不適正処理への対応については必要に応じ、市町村や民間と連携しながら実施している。 ・それぞれ、業者指導を図るもの、不適正処理の未然防止のための監視を行うものであり、事業間で重複や矛盾はなく、役割分担も適切である。 ・以上のとおり評価を「適切」と判断した。 	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業とも、手法は異なりながらも廃棄物の適正処理を進めるものであり、施策目的に合致しており「有効」であると判断した。 	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業とも効率的に実施しており、「効率的」と判断した。

B 施策評価(総括)

適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の関与は適切であり、事業群の設定も適切である。また、政策評価指標の達成状況等からみて、適正処理の推進に向けて施策が有効に機能しているものと認められる。 ・さらに、各事業とも効率的に実施されており、評価を「適切」と判断する。 <p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適正処理の未然防止が最重要課題であることから、引き続き、排出事業者や処理業者の指導により適正処理の必要性を周知させていく。さらに、監視手法を多様化することにより、早期発見・早期対応を図り不適正処理の拡大を防止する。

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・県は、県民・市町村・事業者に対して、廃棄物処理施設の適正な維持管理に関する指導を行っている。 ・市町村・事業者は、廃棄物処理施設の設置者として施設の適正な維持管理を行わなければならない。 ・本事業は、施設の維持管理面から廃棄物の適正処理の推進を図るものであり、設定は妥当である。 ・事業間で重複や矛盾はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査の結果、廃棄物処理施設の設置者(市町村・事業者)による適正な処理につながり、事業は有効であると判断できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に事業を統合して事業費を圧縮するとともに中間処理施設(焼却施設 36施設)の重点立入を実施した結果、単位あたりの事業費が大幅に改善されたことから、事業は効率的に執行したものと判断できる。
<ul style="list-style-type: none"> ・県は処理業者を指導監督する立場にあり、廃棄物処理に関する最新の制度について周知徹底を図る必要がある。 ・適正処理の推進には、処理業者の資質向上が必要であり、本事業の設定は妥当である。 ・事業間で重複や矛盾はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理業者への文書による周知だけではなく、職員自ら処理業者に対して説明会を実施することで、制度理解の促進を図るものであり、事業は有効であると判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は県内全域で880事業者が参加しており、事業が効率的に執行したものと判断できる。
<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等の発生場所での立入検査や報告を求める権限は法律により都道府県等にのみ認められている。なお、不法投棄等を発見した場合の通報などについては、市町村や民間と連携しながら実施している。 ・不法投棄等の未然防止や拡大防止には早期発見が不可欠であるが、本事業は当該業務を専門に行う職員を設置するものであり、設定は妥当である。 ・事業間で重複や矛盾はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指導員の機動的な監視パトロールにより、不法投棄等の未然防止や拡大防止に結びついており、事業は有効であると判断される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費は全体として維持傾向にあるものの、不法投棄等の頻発地区の分析など、より効率的な事業実施に努めており、事業は効率的に執行したものと判断できる。
<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等を発見した場合の通報などについては、市町村や民間と連携しながら実施している。 ・地上からでは不適正処理を把握することが困難な場合があるが、本事業は上空からの監視により地上の監視を補完するものであり、設定は妥当である。 ・事業間で重複や矛盾はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の積極的なPRによる周知効果で、結果として不法投棄防止に関する県民意識の向上につながり、不法投棄等の未然防止の効果があったものと判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・楽天野球団との連携によるPRなど経費を伴わない効率的な展開を工夫している。

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
<p>「宮城の将来ビジョン」における位置づけ</p>	
取組番号	取組名
維持	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の適正な維持管理について監視指導をし、適正処理の推進に資する。
取組28	廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進
維持	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き処理業者に対して廃棄物処理制度の周知徹底を図り、適正処理の推進に資する。
取組28	廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進
維持	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査機関や隣接県との連携強化など、より効果的な事業実施により、不適正処理の未然防止及び拡大防止を図る。
取組28	廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進
維持	<ul style="list-style-type: none"> ・地上からの監視とあわせ、引き続き上空からの監視強化を図るとともに、新たな監視手法の導入を検討し、不適正処理の未然防止及び拡大防止を図る。
取組28	廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号

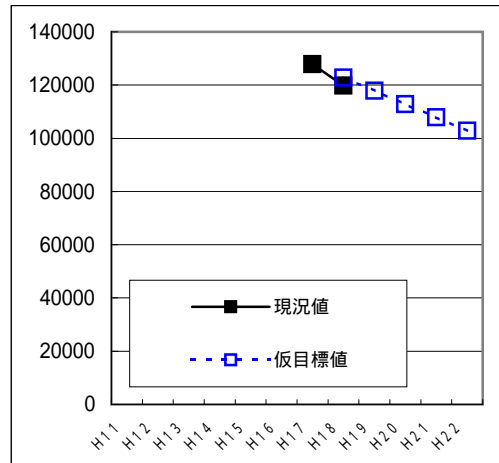
11

施策番号

3

対象年度	H18	作成部課室	環境生活部廃棄物対策課	関係部課室	
政策名	循環型社会の形成			政策番号	1 - 3 - 4
施策番号	3	施策名	廃棄物の適正処理の推進		

政策評価指標		単位						
不適正処分された産業廃棄物の残存量		t						
目標値	H17	-	H22					
			102,847					
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H16						H16	H17
現況値	127,847						127,847	119,783
仮目標値								122,847
達成度							...	A



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

不適正な処分がなされた1か所10t以上の、産業廃棄物の年度末の合計量(仙台市所管分及び竹の内産業廃棄物最終処分場分を除く)。

政策評価指標の選定理由

・当該指標は、産業廃棄物の不適正処分の新規発生と発見された廃棄物の適正処理の推進結果を示す量であり、施策の成果が見えるものであることから、選定した。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・適正処分された産業廃棄物の改善指導の一方、施策の展開、特に監視強化により不適正処分の未然防止が図られ、発生量が前年度よりも大幅に大幅に減少したことから、年度末の残存量が目標以上に減少した。
 ・過去に発生した大規模事案の発覚などの要因により、一時的に残存量が増えることが考えられるが、廃棄物処理法の罰則の強化に伴う不適正な処理業者の淘汰が一層進むとともに、県民・事業者の適正処理に関する意識の向上が進むことから、今後は不適正処分された産業廃棄物の残存量は減少傾向で推移するものと思料される。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・当該指標は、産業廃棄物の不適正処分の新規発生と発見された廃棄物の適正処理の推進結果を示す指標として妥当である。
 ・当該指標は、平成17年度の行政評価委員会政策評価部会の意見を踏まえ変更し、さらに、平成18年度の同部会の意見を踏まえ、より適切に施策の結果を示すよう、若干の見直しを行ったものである。